

5. 河川整備の目標に関する事項

5.1 洪水・高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する目標

5.1.1 目標設定の背景

～戦後最大洪水の来襲に不足する河川整備～

米代川では古くから洪水被害に見舞われており、特に昭和26年7月、昭和47年7月洪水においては、甚大な被害が発生しました。

これに対して、河川改修や森吉山ダムの建設を進めてきていますが、現在においても同規模の洪水が来襲した場合、甚大な被害が予想されます。

また、洪水被害を最小限とするためには、河川管理施設の維持管理や洪水時の的確な操作、内水被害への対応等の整備を進めるとともに危機管理体制の強化が必要となります。

5.1.2 整備の目標

(1)安全性の確保

洪水による災害発生の防止及び軽減に関しては次の整備目標とします。

・阿仁川合流点上流部

当該区間において戦後におきた最大規模の洪水である昭和26年7月洪水と同規模の洪水が再び発生した場合に想定される家屋への浸水被害を防止することを整備目標とします。

・阿仁川合流点下流部

当該区間において戦後におきた最大規模の洪水である昭和47年7月洪水と同規模の洪水が再び発生した場合に想定される家屋への浸水被害を防止することを整備目標とします。

表5-1 主要地点における河道の目標流量

河川名	主要地点名	地先名等	*河道整備目標流量	備考
米代川 (本川)	鷹 巣	鷹巣町西大柳岱	3,800 m ³ /s	昭和26年7月 洪水対応
	二ツ井	二ツ井町字比井野	7,100 m ³ /s	昭和47年7月 洪水対応

※ 河道整備目標流量：ダム等による調節後の河道で洪水処理する流量。

(米代川水系河川整備基本方針では、二ツ井 8,200 m³/s、鷹巣 5,400 m³/s)



昭和 47 年 7 月洪水（能代市中川原地区破堤）

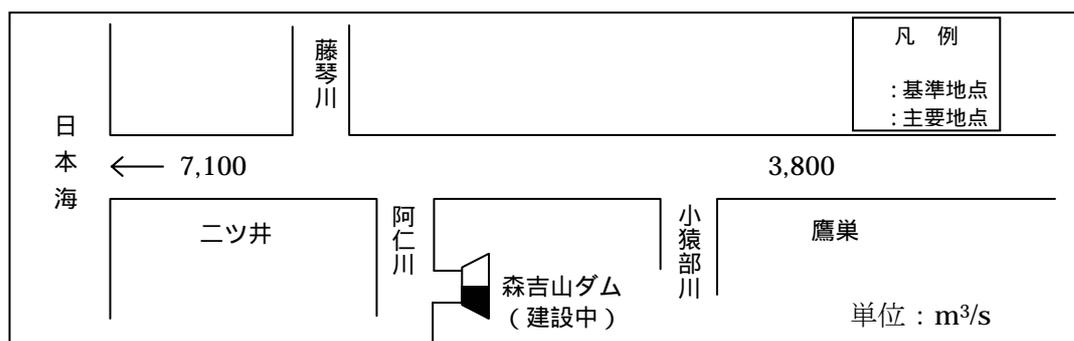


図 5 - 1 米代川における河道の目標流量

整備計画目標に対する安全性の確保を図るため、下記事項について実施します。

- ・ 流下能力の確保
- ・ 河道や河川管理施設の適正な管理
- ・ 環境に配慮した事業の実施

河川整備の目標に関する事項～洪水・高潮等による災害の発生の防止または軽減に関する目標～

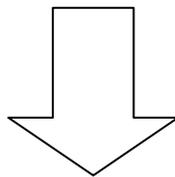
整備効果

整備計画完了時点では、戦後最大洪水規模に対して住宅等への氾濫被害を防止します。

表 5 - 2 氾濫面積

目標指標	現 況	整備後
洪水による氾濫面積	約4,000ha	約1,100ha

現 況

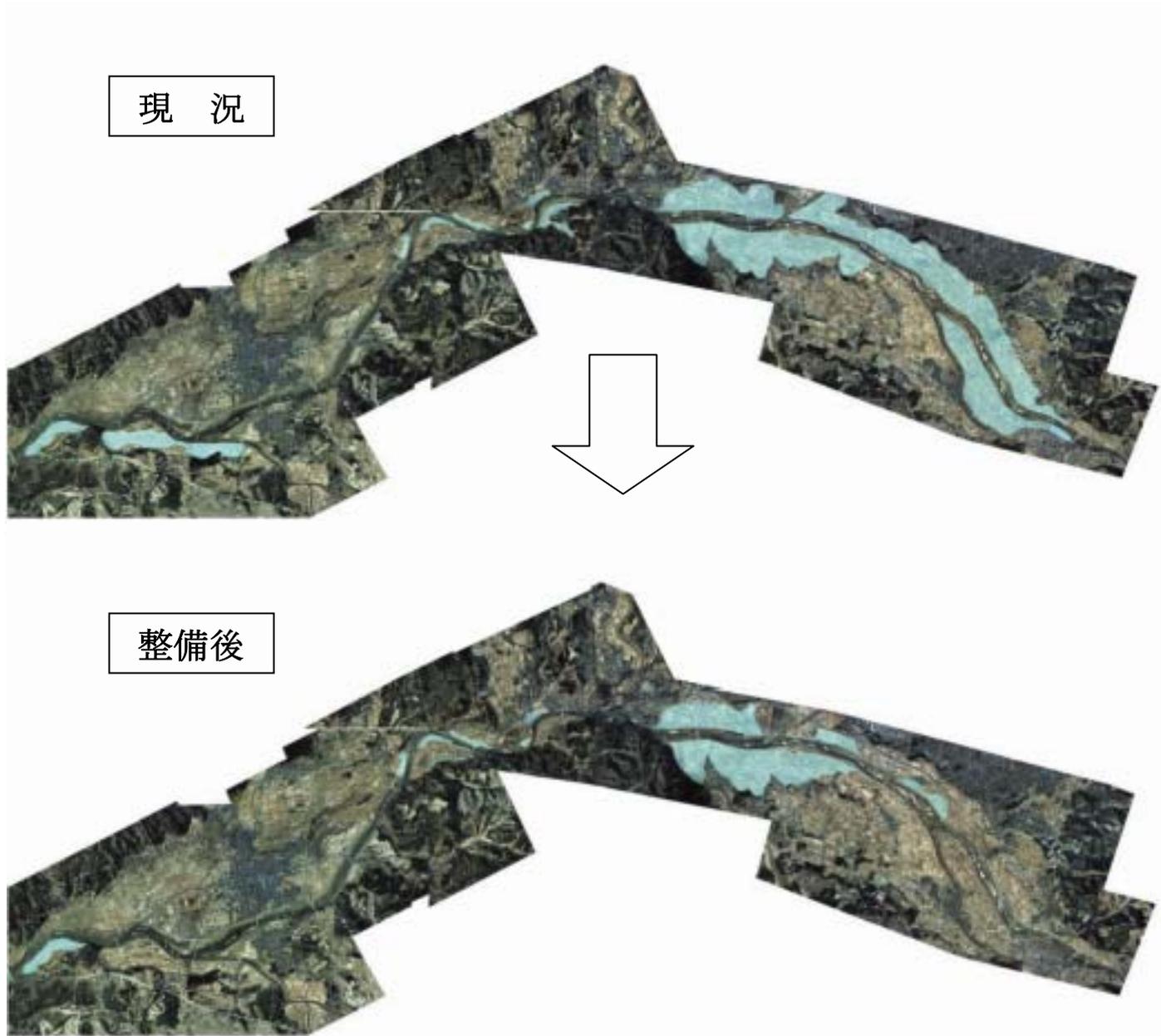


整備後



現況と整備計画実施後の*氾濫区域 (河口～37k 付近)

※氾濫区域：戦後、米代川で最も氾濫域が広範囲に及んだ洪水と同規模の洪水を想定し、各地の氾濫域を重ね合わせたもの。(対象洪水 昭和 22 年 8 月、昭和 26 年 7 月、昭和 47 年 7 月洪水)



現況と整備計画実施後の氾濫区域 (38～68k 付近)

(2)危機管理体制の強化

災害発生時はもとより、日頃からの備えの充実を図り、地域が一体となった危機管理体制の強化を図ります。



能代河川国道事務所による災害対策訓練

危機管理体制の強化のため、下記事項について実施します。

- ・情報の把握と提供
- ・水防活動への支援強化
- ・河川管理施設の管理と高度化



図5-2 光ファイバー・河川情報カメラ等の活用イメージ

5.2 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する目標

5.2.1 目標設定の背景

～4年に1回の頻度で二ツ井地点の正常流量（概ね45m³/s）を下回る～

米代川は、幾度と無く渇水被害を経験しており、昭和48年渇水では農業用水の一部取水不能、水道用水への塩水混入等甚大な被害が発生しています。

このような渇水は頻繁に発生していることから、人々の生活はもとより多様な動植物の生息・生育環境の保全、河川の水質保全を図るためには、必要な流量を確保するとともに、限りある水資源を有効に活用する必要があります。

5.2.2 整備の目標

(1) 渇水被害の軽減

概ね10年に1回程度起こりうる渇水時においても、主要地点及び基準地点となる米内沢地点及び二ツ井地点で流水の正常な機能を維持するための流量を森吉山ダムにより確保しつつ、関係機関との調整を行い、渇水被害の軽減を図ります。

表5-3 主要地点における渇水時の確保する流量

基準(主要)地点	確保する流量
米内沢	概ね 9m ³ /s
二ツ井	概ね 42m ³ /s

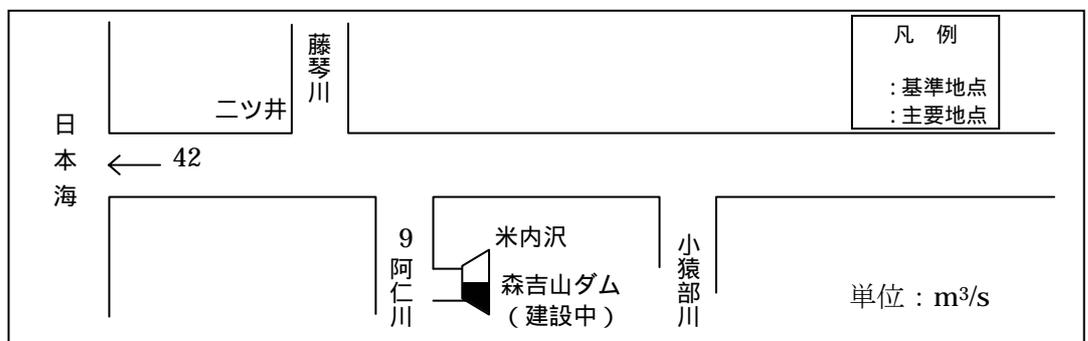


図5-3 米代川における渇水時の確保流量

渇水被害軽減を図るため、下記事項について実施します。

- ・水資源開発施設の建設による流量の確保
- ・情報の把握と提供
- ・関係機関と連携した渇水調整

(2) 流水の適正な管理

限りある水資源の有効利用を図るため、下記事項について実施します。

- ・水利用の合理化及び水資源の有効活用
- ・取水管理
- ・関係機関との連携による水質汚濁対策

5.3 河川環境の整備と保全に関する目標

5.3.1 目標設定の背景

～豊かな自然と触れ合うことができる米代川～

米代川流域は、河口部の「風の松原」や二ツ井町の「きみまち阪県立自然公園」などの自然豊かな景勝地が分布し、また米代川全川にわたるヤナギ類等の河畔林は米代川を代表する河川景観を形成しているとともに、そこに生息・生育する動植物にとって生活上の様々な役割を果たしています。

一方、米代川は天然アユが生息する川として全国的に有名であり多くの釣り人が集まるほか、「なべっこ」や「鯪ながし」など伝統行事も開催されています。

この豊かな自然環境の保全や川とのふれあいの場を維持・形成する必要があります。

5.3.2 整備の目標

(1) 動植物の生息・生育環境の保全

動植物の生息・生育環境の保全に向け、豊かで優れた自然環境を次世代に引き継ぐ川づくりを目指し、下記事項について実施します。

- ・ 外来種対策の実施
- ・ 継続的な環境調査の実施
- ・ 環境に配慮した事業の実施
- ・ 河川愛護の啓発

(2) 水質の保全

人々の生活や動植物に生息・生育環境を支える米代川の良い水質保全を図るため、下記事項について実施します。

- ・ 水資源開発施設の建設による水量の確保
- ・ 水質事故の防止対策の実施
- ・ 住民の水質汚濁に対する意識の啓発

表5-4 「良好な水質の保全」数値目標

	BOD
直轄管理区間	現況水質の維持 (1.5 mg/l)

(3)景観の保全

米代川の豊かで優れた河川景観を保全し、次世代に引き継ぐ川づくりを目指し、下記事項について実施します。

- ・多自然型川づくりの実施
- ・景観に配慮した事業の実施
- ・不法投棄対策の実施

(4)人と河川とのふれあいの場の創出

憩いの場・癒しの場及び学習の場となる人と河川とのふれあいの場の創出を行い、豊かな暮らしを支える川づくりを目指し、下記事項について実施します。

- ・水辺プラザ、水辺の楽校の整備
- ・桜づつみの整備
- ・環境教育の支援
- ・利用者ニーズの把握、広報活動による河川利用の促進